

**県民向けの旅行・宿泊代金割引・クーポン券配布事業
Q&A(クーポン券事業者・利用対象施設向け)**

※ 赤字は、前回掲載分から追記・更新したものです。

番号	質問	回答																
1	クーポン券配布事業の具体的な内容を教えてください。	<p>県民割の適用を受ける県内旅行者に対し、宿泊施設が県内の店舗で使用可能なクーポン券を配布します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">旅行・宿泊代金（1人泊）</th> <th style="text-align: center;">クーポン金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15,000円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000円以上15,000円未満</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】県民割(県民向けの旅行・宿泊代金割引) 県内居住者に販売する旅行・宿泊代金の1/2を基本に、旅行・宿泊代金の区分に応じた定額を県が支援するものです。 支援額の上限は1人5,000円です。日帰り旅行も対象となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">旅行・宿泊代金（1人泊）</th> <th style="text-align: center;">支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10,000円以上</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,000円以上10,000円未満</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,000円以上8,000円未満</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000円以上6,000円未満</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	旅行・宿泊代金（1人泊）	クーポン金額	15,000円以上	2,000円	10,000円以上15,000円未満	1,000円	旅行・宿泊代金（1人泊）	支援金額	10,000円以上	5,000円	8,000円以上10,000円未満	4,000円	6,000円以上8,000円未満	3,000円	4,000円以上6,000円未満	2,000円
旅行・宿泊代金（1人泊）	クーポン金額																	
15,000円以上	2,000円																	
10,000円以上15,000円未満	1,000円																	
旅行・宿泊代金（1人泊）	支援金額																	
10,000円以上	5,000円																	
8,000円以上10,000円未満	4,000円																	
6,000円以上8,000円未満	3,000円																	
4,000円以上6,000円未満	2,000円																	
2	クーポン券の配布期間を教えてください。	<p>対象宿泊施設に事業開始からキャンペーン期間中(令和3年12月31日まで)の宿泊を10月31日までに予約された方に先着順でお渡しします。→予約・販売期限が令和3年12月31日までに延長となりました。 ※ただし、予定枚数に達し次第、配布は終了します。</p>																
3	クーポン券の有効期間はいつからいつまでですか。	<p>チェックイン日を含め3日間有効です(連泊の場合も同様)。</p>																
4	クーポン券をもらうにはどのような申請が必要ですか。	<p>申請は必要ありません。 対象宿泊施設に事業開始からキャンペーン期間中(令和3年12月31日まで)の宿泊を10月31日までに予約された方に先着順でお渡しします。→予約・販売期限が令和3年12月31日までに延長となりました。 ※ただし、予定枚数に達し次第、配布は終了します。</p>																
5	先着順とはどういう意味ですか。	<p>対象宿泊施設に宿泊をされた順番です。 ※事務局で宿泊施設ごとにクーポン券の割当枚数を決めており、宿泊施設における割当枚数に達し次第、配布は終了します。</p>																

番号	質問	回答
6	クーポン券進呈額はどのように算出するのですか。	<p>1人あたりの宿泊代金が明確になっている場合はその金額ですが、旅行会社が販売した企画旅行及びレンタカーなど一人あたりの金額が判別できないオプションがある場合、オプションを含めた当該旅行に係る料金の総額を算出し、それを参加人数で割ることにより1人あたりの旅行・宿泊代金を算出します。</p> <p><例> 大人2人、乳幼児1人の家族旅行のケース 宿泊代大人1人11,000円、乳幼児0円 レンタカー代8,000円のプランを利用 旅行・宿泊代金総額 $11,000円 \times 2人 + 8,000円 = 30,000円$ 1人泊当たり代金 $30,000円 \div 3人 = 10,000円$ \Rightarrow1人当たり割引支援額5,000円 支援総額は5,000円 \times 3人 = 15,000円 クーポン券は3名に各1,000円配布</p>
7	同一施設に連泊した場合、クーポン券は1泊ごとにもらえますか。	1泊ごとにお渡ししますが、お渡しの上限は5泊までです。
8	子どもや乳幼児はクーポン券をもらえますか。	該当者の旅行・宿泊代金が10,000円以上であればもらえます。
9	1泊15,000円の宿泊施設に2連泊した場合、4,000円のクーポン券をもらえますか。	2,000円分 \times 2泊で4,000円分お渡しします。
10	予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか。	予算がなくなり次第、事業は終了となります。
11	チェックイン時には県民であることを証明するものは必要ですか。	免許証や保険証等居住地を確認できるものをご提示ください。

番号	質問	回答
12	クーポン券が使用できないのはどんな店舗ですか。	本事業の参画事業者として登録されていない店舗(飲食店(観光協会会員以外)、コンビニ・スーパー、ドラッグストア、衣料品店、家電量販店、遊興施設(麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、フィットネス、ネットカフェ、カラオケ店等)等)
13	クーポン券の利用対象施設になりたいのですが、どうすれば良いですか。	本事業は県内旅行・宿泊業者を支援することを目的に実施することから、クーポン券の利用対象施設についても旅行関係の施設を対象としています。所定の様式で事務局にお申し込みください。 なお、スーパーやコンビニなど旅行とは関係のない施設については利用対象施設になることはできません。
14	クーポン券で買えないものがありますか。	以下のものには利用いただけません。 <ul style="list-style-type: none"> ・出資や債務の支払い ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ・駐車料等の不動産に関わる支払い ・現金との換金 ・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反する店舗での支払い ・兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1項に規定する暴力団、又は第3号に規定する店舗での支払い ・兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と関わる店舗での支払い
15	おつりは出ますか。	お釣りは出ません。必ず1枚につき1,000円以上(税込)の購入に利用してください。
16	12月31日に宿泊した場合、クーポン券の有効期限は翌年の1月2日(宿泊の翌々日)になりますか。	この場合は、1月2日まで利用できます。

番号	質問	回答
17	使わなかったクーポン券は払い戻しできるのでしょうか	払い戻しはできません。
18	他の支援制度と併用した場合、クーポン券配布の基準となる代金はどのようになりますか。	市町等の支援制度を利用した場合、支援制度適用後の代金がクーポン券配布の基準額となります。 <例> 15,000円の宿泊で市町支援額が2,000円の場合 15,000円(宿泊料金)－2,000円(市町支援額) =13,000円(クーポン配布の基準代金) →1,000円のクーポン券がもらえます
19	指定する観光協会はどこですか。	昨年7月に実施した「ひょうごで泊まろうおトク割引」の際、県から参画の打診をした46観光協会とひょうご観光本部、兵庫県物産協会です。
20	観光協会の会員ですが、GoToトラベルの地域共通クーポン対象施設の登録はしていません。GoToトラベルの地域共通クーポン対象施設にこれから参画し、本事業に参画をしたいのですが、どのようにすればよいですか。	事務局にお問い合わせください。
21	キャンペーン期間中に対象施設から抜けることは可能ですか。	基本的にはキャンペーン終了まで参画ください。
22	GoToトラベル地域共通クーポンの業種登録を「その他 雑貨店」でしていますが、実際はお土産物を販売しています。このような場合、業種登録を「小売(お土産等)」に変更し、本事業の参画施設になることは可能ですか。	適切な業種への変更は認めますが、事務局にお問い合わせください。

番号	質問	回答
23	商工会、商工会議所として観光協会に加盟をしていますが、この場合、当該観光協会エリア内に所在する会員の飲食店、小売、劇場、観劇場、映画館、演劇場は「観光協会会員」として対象店舗になりますか。	該当します(ただし、GoToトラベル地域共通クーポン取扱施設又は登録予定であることが条件)。
24	ショッピングモール内店舗の集合体として観光協会に加盟をしていますが、この場合、当該観光協会エリア内に所在する自団体の飲食店、小売は「観光協会会員」として対象店舗になりますか。	該当します(ただし、GoToトラベル地域共通クーポン取扱施設又は登録予定であることが条件)。
25	宿泊施設として観光協会に加盟をしていますが、この場合、当該観光協会エリア内に所在する施設内の飲食店、小売、劇場、観劇場、映画館、演劇場は「観光協会会員」として対象店舗になりますか。	該当します(ただし、GoToトラベル地域共通クーポン取扱施設又は登録予定であることが条件)。
26	クーポン券を他の人に譲渡・販売することは可能ですか。	クーポン券は進呈された本人のみが利用可能です。譲渡・転売等はできません。事務局において、偽造防止・不正防止対策に加え、転売防止対策を講じます。
27	募集型企画旅行で2泊3日のツアーを企画しています。1泊目は数千円程度のビジネスホテルで、2泊目は高級旅館に宿泊します。このツアーを50,000円で販売しますが、この場合クーポン券は何円分もらえますか。	旅行代金を泊数で割ることによりクーポン券の配布枚数を算出します。この場合は、1泊あたりの金額が50,000円÷2泊=25,000円になるので、クーポン券はそれぞれの宿泊施設で2,000円分お渡しします(合計4,000円分)。

番号	質問	回答
28	<p>募集型企画旅行で2泊3日のツアーを企画しています。同じ宿に連泊する予定です。 このツアーを50,000円で販売しますが、この場合クーポン券は何円分もられますか。</p>	<p>旅行代金を泊数で割ることによりクーポン券の配布枚数を算出します。この場合は、1泊あたりの金額が$50,000円 \div 2泊 = 25,000円$になるので、クーポン券は宿泊施設で4,000円分 ($2,000円 \times 2泊$) お渡しします。</p>